

令和6年4月30日

令和6年登米市議会定例会
4月特別議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第2号	登米市監査委員条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	5
報告第3号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	7
報告第4号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	9
報告第5号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	11
報告第6号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	13
報告第7号	登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	15
報告第8号	登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	17
報告第9号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	19

報告第2号

登米市監査委員条例等の一部を改正する条例に係る専決処 分の報告について

令和6年3月28日、登米市監査委員条例（平成17年登米市条例第35号）等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年4月30日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市監査委員条例（平成17年登米市条例第35号）等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月28日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市監査委員条例等の一部を改正する条例

（登米市監査委員条例の一部改正）

第1条 登米市監査委員条例（平成17年登米市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第11条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第4条 登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年登米市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第3号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例に係る専決処分の 報告について

令和6年3月29日、登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年4月30日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市営住宅条例の一部を改正する条例

登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「第 28 条の 2 において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

報告第4号

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例に係る専決 処分の報告について

令和6年3月29日、登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年4月30日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、登米市水道事業給水条例（平成 17 年登米市条例第 219 号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例

登米市水道事業給水条例（平成 17 年登米市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条、第 36 条第 2 項ただし書及び第 39 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 45 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

報告第5号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和6年3月29日、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年4月30日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 23 年登米市条例第 19 号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 23 年登米市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「令和 5 年度分」を「令和 6 年度分」に改める。

第 4 条第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 6 年 3 月末日」を「令和 7 年 3 月末日」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

報告第6号

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和6年4月12日、登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年4月30日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年4月12日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

報告第7号

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等
に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告
について

令和6年3月30日、登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年4月30日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第8号

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和6年3月30日、登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年登米市条例第30号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年4月30日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年登米市条例第30号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

登米市長 熊谷盛廣

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年登米市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第2条及び附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第9号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月30日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	令和6年3月28日	令和6年1月4日、職員の運転する公用車が中田庁舎駐車場から発進した際、左側に駐車していた相手方車両の右側前方部と公用車左側後方タイヤホイール部が接触し、相手方車両に損害を与えたもの	253,183円 その余の請求を放棄